

住居表示についてのお知らせ

神在西一丁目～四丁目
岩本一丁目
千早新田西一丁目
加布里一丁目～六丁目

住所をわかりやすくするため、**令和2年10月31日(土)**から
住居表示を実施します。

この冊子では、住居表示について、住民の皆様に知って
おいていただきたいことをお知らせします。

糸島市市民課

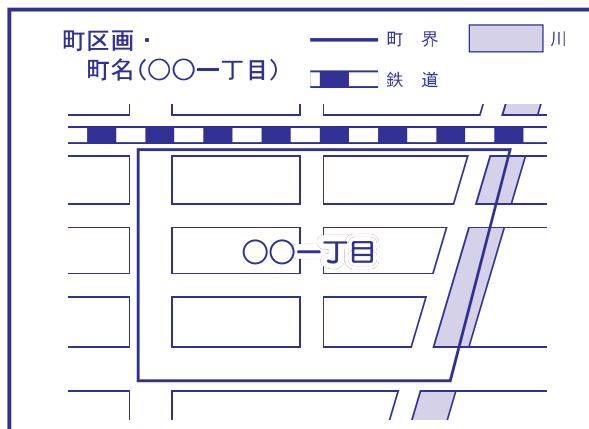
もくじ

1. 新しい住所の決め方	P1
2. 新しい住所の表し方	P2
3. 本籍と不動産（土地・建物）の表し方	P2
4. 住居表示変更証明書の交付	P2
5. 住居表示実施後の手続き	P3～P6
(1) 市で所管している公簿類の住所	P3
(2) 国民健康保険被保険者証・各種医療証・各種手当証書の住所	P3
(3) マイナンバーカード・各種手帳等の住所	P4
(4) 国民年金及び厚生年金を受給している方の住所	P4
(5) 共済年金・その他の年金を受給している方の住所	P4
(6) 運転免許証の住所・本籍	P4
(7) 車検証等の住所	P5
(8) 自動車保険や自賠責保険の住所	P5
(9) 土地・建物の登記簿の所有者住所	P5
(10) 法人の登記簿の所在地及び役員等の住所	P6
(11) 各種許可・認可・免許・登録証等の住所	P6
(12) 生命保険・信販会社・取引金融機関に届けている住所	P6
(13) 電気・電話・ガス等の住所	P6
(14) 勤務先・通学先の住所	P6
6. 郵便番号	P7
7. 無料はがきの配布	P7
8. よくあるご質問	P7
9. お問い合わせ先	P7

1. 新しい住所の決め方

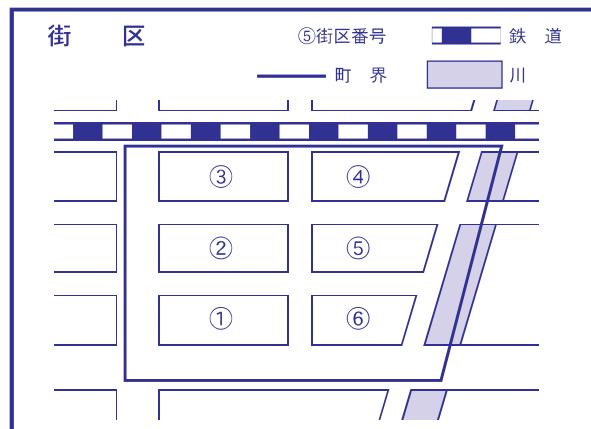
(1) 町を決めます。(○○△丁目)

- 町の境は、道路、鉄道、河川など、だれにでもわかるものとします。
- 町の大きさ等は、基準に沿って決めます。



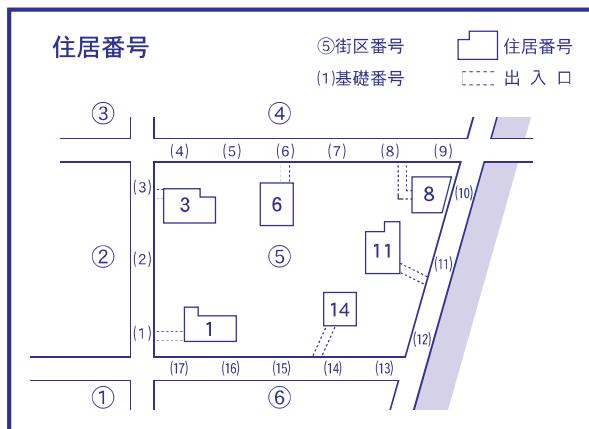
(2) 町の中を「街区」に分けて番号をつけます。(○○番)

- 町(○○△丁目)の中を、「街区」(道路等に囲まれた区域)で分けます。
- 街区には、順序よく番号をつけ「街区符号」として使用します。



(3) 建物に番号をつけます。(○○号)

- 街区ごとに、角を起点として10~20m間隔に番号をつけます。(基礎番号)
- 建物の出入口のある場所の基礎番号を「住居番号」として使用します。



(4) 各種表示板（緑色）を設置します。

- 区域内の建物に「町名表示板」「住居番号表示板」を、街角等に「街区表示板」を設置するため、目的地が探しやすくなります。

●町名表示板



●街区表示板



●住居番号表示板



2. 新しい住所の表し方

新しい住所は、「町名＋街区符号＋住居番号」で表します。

例) 糸島市立 加布里小学校

今までの住所 糸島市神在 1112番地

新しい住所	糸島市神在西三丁目	1番	27号
	_____	_____	_____
町名	街区符号	住居番号	
糸島市神在西三丁目	1番	27-101号 (3階以上の集合住宅) (部屋番号)	
_____	_____	_____	
町名	街区符号	住居番号	
糸島市神在西三丁目	1番	27号(101) (2階以下の集合住宅) (部屋番号)	
_____	_____	_____	
町名	街区符号	住居番号	

3. 本籍と不動産（土地・建物）の表し方

本籍と不動産（土地・建物）の表示は、法令の定めにより、「町名＋地番」で表します。

住所とは、表示が異なるのでご注意ください。

(1) 本籍の表示

例) 今までの表示 糸島市神在1112番地
新しい表示 糸島市神在西三丁目1112番地

※転籍届を提出することで、「町名＋街区符号」で表すこともできます。

例) 糸島市神在西三丁目1番

※ただし、転籍届を提出されると、新しい本籍の証明（住民票）は有料となります。

(2) 土地の表示

例) 今までの表示 糸島市神在西1112番
新しい表示 糸島市神在西三丁目1112番

4. 住居表示変更証明書の交付

住所変更手続きに使用する「住居表示変更証明書」については、住居表示実施日以降に市民課にて無料で交付します。(同一世帯以外の方が申請される場合、委任状が必要です。)

本籍が変更になった方については、「本籍変更証明書」を無料で交付します。

ただし、証明書の有効期限については、提出先でそれぞれ判断されるため、なるべく新しい証明書の使用をお勧めします。

5. 住居表示実施後の手続き

各機関への住所変更手続きについては、住居表示実施日以降にお願いします。

以下、代表的な手続きを掲載していますが、手続きの詳細については、お手数ですが、各手続き先へご確認ください。

(1) 市で所管している公簿類の住所

市で所管している公簿類（住民票・印鑑登録証明・選挙人名簿・戸籍・市内小中学校の学齢簿・水道・下水道等）については、市で変更するため、本人による手続きは不要です。

(2) 国民健康保険被保険者証・各種医療証・各種手当証書の住所

国民健康保険被保険者証・各種医療証・各種手当証書は、古い住所のままで使用できます。

次回の更新時に新しい住所で送付しますが、それまでに住所の書き換えを希望される場合は、以下の担当課で住所変更手続きができます。

区分	持ってくるもの	担当課
・国民健康保険被保険者証 ・後期高齢者医療被保険者証 など	・現物 ・本人確認書類 ・印鑑	国保年金課 (TEL 092-332-2071)
・介護保険被保険者証 ・介護保険負担割合証 など	・現物 ・印鑑	介護・高齢者支援課 (TEL 092-332-2070)
・子ども医療証 ・ひとり親家庭等医療証 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 など	・現物 ・印鑑	子ども課 (TEL 092-332-2074)
・重度障害者医療証	・現物 ・印鑑	福祉支援課 (TEL 092-332-2073)

(3) マイナンバーカード・各種手帳等の住所

マイナンバーカードや各種手帳等については、お手数ですが、各自、以下の担当課で住所の修正を行ってください。

区分	持ってくるもの	担当課
・マイナンバーカード ※通知カード(紙製)は手続き不要です。 ・住民基本台帳カード(写真付き)	・現物 ・印鑑 ・本人確認書類	市民課 (TEL 092-332-2065)
・在留カード ・特別永住者証明書	・現物	
・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	・現物 ・印鑑	
・自立支援医療受給者証(育成医療) ・自立支援医療受給者証(更生医療)	・印鑑	福祉支援課 (TEL 092-332-2073)
・自立支援医療(精神通院)受給者証	・現物 ・印鑑	

(4) 国民年金及び厚生年金を受給している方の住所

国民年金及び厚生年金を受給している方は、原則、手続きは不要です。

ただし、住居表示実施後も日本年金機構より旧表示で文書等が届く場合は、年金証書と印鑑を持参のうえ、国保年金課で住所変更の手続きを行ってください。

(5) 共済年金・その他の年金を受給している方の住所

共済年金・その他の年金を受給している方の住所変更手続きについては、給付元(退職された会社等)へお問い合わせください。

(6) 運転免許証の住所・本籍

運転免許証をお持ちの方は、次の書類をそろえて、各自、住所変更手続きを行ってください。

手続先	必要なもの
・糸島警察署 (TEL 092-323-0110) ・福岡自動車運転免許試験場 (TEL 092-565-5010)	・住居表示変更証明書 ・運転免許証 ・本籍変更証明書（住居表示で本籍が変更になった方のみ）

(7) 車検証等の住所

自動車やバイクをお持ちの方は、次の書類をそろえて、各自、住所変更手続きを行ってください。

区分	手続先	必要なもの
普通自動車	九州運輸局福岡運輸支局 (TEL 050-5540-2078)	・住居表示変更証明書 ・車検証 ・印鑑
軽自動車	軽自動車検査協会福岡主管事務所 (TEL 050-3816-1750)	
250ccを超える バイク	九州運輸局福岡運輸支局 (TEL 050-5540-2078)	・住居表示変更証明書 ・車検証 ・自賠責保険証 ・印鑑
125ccを越え 250cc以下の バイク	(一社)軽自動車協会連合会福岡 事務所 (TEL 092-641-0431)	・住居表示変更証明書 ・軽自動車届出済証 ・自賠責保険証 ・印鑑

※ 原動機付自転車(125cc以下)の所有者住所は、市で変更するため手続は不要です。

新しい住所の標識交付証明書が必要な場合は税務課にて無料で交付します。

(8) 自動車保険や自賠責保険の住所

自動車保険や自賠責保険の住所変更手続きについては、ご加入の保険会社へお問い合わせください。

(9) 土地・建物の登記記録の所有者住所

土地・建物をお持ちの方は、次の書類をそろえて「所有権の登記名義人の住所」の変更手続きを、各自、行ってください。所有権移転等の手続きの際に、同時にされてもかまいません。

手続先	必要なもの
糸島市内の土地・建物	福岡法務局西新出張所 (TEL 092-831-4114)
糸島市外の土地・建物	管轄法務局

※ ご自身で手続きをされる場合は無料ですが、司法書士に依頼される場合は手数料が必要になります。

※ 登記記録の「所在」については、法務局で変更するので手続き不要です。

(10) 法人の登記記録の所在地及び役員等の住所

以下の方は、次の書類をそろえて、各自、住所変更手続きを行ってください。
なお、本店は2週間以内、支店は3週間以内に手続きが必要です。

対象者	手続先	必要なもの
・今回実施区域内に所在地がある法人 ・今回実施区域内に住民票がある法人役員	糸島市内の法人 ⇒福岡法務局 (TEL 092-721-4570)	・居住表示変更証明書 ・変更登記申請書（法務局のホームページからダウンロード可能） ・法務局へ提出している印鑑
	糸島市外の法人 ⇒所在地の管轄法務局	

※ ご自身で手続きをされる場合は無料ですが、司法書士に依頼される場合は手数料が必要になります。

(11) 各種許可・認可・免許・登録証等の住所

各種許可・認可・免許・登録証等の住所変更手続きについては、発行元へお問い合わせください。

(12) 生命保険・信販会社・取引金融機関に届けている住所

生命保険・信販会社・取引金融機関に届けている住所の変更手続きについては、各社へお問い合わせください。

(13) 電気・電話・ガス等の住所

電気・電話・ガス会社等に届けている住所の変更手続きについては、各社へお問い合わせください。

(14) 勤務先・通学先の住所

勤務先や通学先（糸島市内の小中学校は除く。）等に届けている住所の変更手続きについては、各社・各学校へお問い合わせください。

なお、糸島市内の小中学校は、市が設置しているため連絡不要です。

6. 郵便番号

住居表示実施後は、以下のとおり郵便番号が設定されます。

神在西一丁目～四丁目 〒819-1148 岩本一丁目 〒819-1126

千早新田西一丁目 〒819-1149 加布里一丁目～六丁目 〒819-1124

7. 無料はがきの配布

新住所の通知用として、後日、「無料はがき」を委託業者を通じて各世帯へ配布します。このはがきを使って、友人・親戚・取引先等へ新住所を知らせてください。

注意点

- ・記入後、まとめて封筒に入れて郵便ポストへ投函してください。
- ・新住所の通知用なので、メッセージ等は記入できません。
- ・銀行等は、所定の手続きが必要なので「無料はがき」を出しても住所変更されません。

※ 「無料はがき」の追加が必要な方は、糸島市役所 市民課 住居表示係へご相談ください。

8. よくあるご質問

質問1 住居表示実施後、旧住所で書かれた郵便物は届かないの？

⇒郵便局にて新住所に読み替えて配達していただけますが、無料はがきを使う等、できるだけ新住所の周知にご協力願います。

質問2 住居表示実施に伴い行政区(自治会)も変更になりますか？

⇒住居表示により変更になるのは住所であり、行政区(自治会)は変更になりません。

9. お問い合わせ先

住居表示に関する各種お問い合わせについては、以下へお願いします。

糸島市市民課住居表示係

TEL 092-323-1111